

石 鏡 通

ISHIZUCHI

1

共済だより

平成27年(2015)

Vol.282



双海下灘水仙畑(伊予市)

年頭のごあいさつ	2
新組合会議員と役員のご紹介	3
平成25年度 医療費の3要素等の全国との比較	4
平成27年1月からの短期給付の 制度改正について	5
平成26年度 共済事業に関する 懇談会を開催しました	6
平成27年10月から標準報酬制に 移行します	11
地共済年金情報WEBサイト リニューアルのお知らせ	11
入学・修学貸付をご利用ください 簡単・便利・低利な物資事業を ご利用ください	12
平成25年度 特定健康診査・特定保健 指導の実施状況をお知らせします	14
季節の健康「ノロウイルス」	15

CONTENTS

愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

年頭のごあいさつ



理事長

高須賀 功

新年あけましておめでとーございませう。組合員の皆様には、ご家族お揃いでお健やかな平成27年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、本組合の事業運営に関しまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月1日の任期満了に伴う役員選挙において再度理事長にご推挙をいただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

今日の共済組合を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、組合員、ご家族の皆様のための福祉の向上、共済組合制度の充実発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組み所存であります。

さて、人口減少社会の到来、超高齢化の進行による人口構造の変化や生活習慣病の増加等を背景とした国民医療費の増加は、社会保障制度に大きな影響を及ぼすものであり、受益と負担の均

衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ることが求められております。

このため、「法制上の措置の骨子」による社会保障制度改革の工程表(平成29年度まで)に沿って、社会保障の各分野(少子化対策、医療・介護、年金)で検討が行われております。

医療保険制度関係につきましては、平成27年通常国会に必要な法律案を提出することを目指すこととされておりますが、その中には後期高齢者支援金の負担方法を全面総報酬制に見直すことが検討されており、組合員の皆様の負担の増大に直接つながることから、その改革の行方を懸念しているところであります。

また、昨年6月に閣議決定されました「日本再興戦略2014」において、「国民の健康寿命の延伸が重要施策として掲げられ、レセプトデータを活用して保健事業を効果的に行うための「データヘルス計画」の推進及び保険者

機能の強化が医療保険者に求められております。

本組合では毎年度「短期給付財政安定化計画」を策定し、各種対応策を実施しておりますが、これまで以上に組合員、ご家族皆様の健康の保持増進に寄与するよう、特定健診・特定保健指導による生活習慣病の予防や重症化予防のための受診勧奨など、データを活用した保健事業に取り組んで参りたいと考えております。

一方、公的年金制度関係につきましては、マクロ経済スライドに基づく年金給付額の改定や高齢期の就労と年金受給の在り方などが検討されております。

このような状況下、被用者年金一元化法に基づき、平成27年10月から、2階部分の共済年金は厚生年金に統一され、廃止される職域部分に代わる新たな「年金払い退職給付」が新設されるほか、地方公務員共済制度における掛金・負担金や給付額の算定基礎が、「手当率制」から現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行するなど、大きな改正が予定されております。

また、平成28年1月からは個人番号カードの交付が開始される予定となっており、医療保険分野での活用や保険証の個人番号カードへの一本化・一元化などの検討が進められております。

このように共済制度を取り巻く情勢は年々厳しさを増しており、極めて重要な局面を迎えようとしている中、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役職員一同、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与

できるよう、努力を尽くして参りますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長 高須賀 功 (東温市)

理事 稲本 隆壽 (内子町)

石橋 寛久 (宇和島市)

二宮 洋之 (鬼北町)

和田 雅志 (久万高原町)

山内 武弥 (八幡浜市)

議員 青野 勝 (西条市)

菅 良二 (今治市)

清水 裕 (大洲市)

喜井 辰弘 (四国中央市)

山内 貴志 (新居浜市)

瀬川 幹雄 (松山県営業局)

監事 甲岡 秀文 (鬼北町)

伊達 定真 (砥部町)

学識経験監事 原田 満範 (松山大学 経営学部教授)

事務局長 山内 定樹

外職員一同

新組合会議員と 役員のご紹介

理事長に

高須賀 功氏選出

平成26年11月13日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月1日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第188回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。組合会議員の皆さんには、平成26年12月1日から平成28年11月30日までの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。

職員側

組合会議員・役員



理事

二宮 洋之
(鬼北町水道課)
第3区



理事

山内 武弥
(八幡浜市生活環境課)
第3区



議員

喜井 辰弘
(四国中央市水道局給水整備課)
第1区



議員

瀬川 幹雄
(松山市公営企業局管理部建設整備課)
第2区



理事

和田 雅志
(久万高原町総務課)
第2区



監事

伊達 定真
(砥部町生活環境課)
第2区



議員

山内 貴志
(新居浜市総務部人事課)
第1区



理事長

高須賀 功
(東温市長)
第2区



理事

石橋 寛久
(宇和島市長)
第3区



議員

青野 勝
(西条市長)
第1区



議員

清水 裕
(大洲市長)
第2区



市町村長側

組合会議員・役員



理事長職務代理者

稲本 隆壽
(内子町長)
第2区



監事

甲岡 秀文
(鬼北町長)
第3区



議員

菅 良二
(今治市長)
第1区

〔平成26年度〕
上半期の医療費の状況

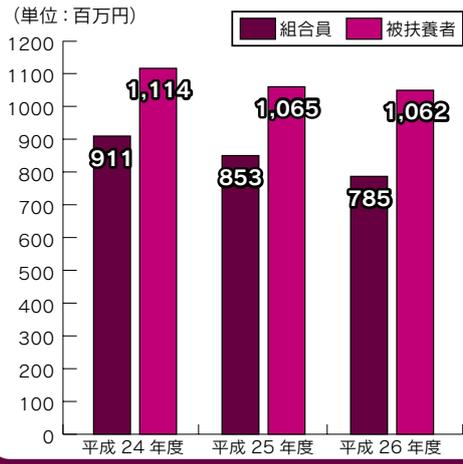
組合員 入院医療費が大幅減

組合員の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約6000万円(23.43%)減少したことに伴い、全体で前年度より約6850万円(8.03%)減少し、2年連続の減少となっています。

被扶養者 外来医療費が減少

被扶養者の上半期の医療費は、入院に係る医療費が増加しています。が、外来に係る医療費が前年度より約1000万円(1.65%)減少したことに伴い、全体では前年度より約320万円(0.30%)減少しています。

■上半期の医療費



全国との比較

医療費の3要素・1人当たり医療費・平均給料月額・短期財源率の状況

平成25年度の組合員医療費及び平成26年度の財源率の状況についてお知らせします。
 医療費の3要素である「受診率」、「1件当たり日数」、「1日当たり金額」については、いずれの値も前年度より僅かですが減少しました。「受診率」及び「1件当たり日数」は、全国平均よりやや低い値となっていますが、「1日当たり金額」については、6654円(16位)と全国平均より高い状態が続いています。
 「組合員1人当たり金額」は、10万3978円(40位)となり、平成15年度から11年連続で全国平均(11万1150円)を下回っています。
 「平均給料月額」は、前年度より1万1150円減少し31万342円(26位)で、全国平均(31万1568円)より1226円低い金額となっています。
 「短期財源率」は、高齢者医療制度に係る拠出金等の大幅な増加(その中でも特に前期高齢者納付金の大幅な増加)に伴い、前年度より5.2ポイント増加して141.7%(1位)となり、全国平均(120.35%)より21.35ポイント高くなっています。

短期財源率・平均給料月額の他県との比較

短期財源率 (平成26年度 対給料 単位:%) (期末手当を除く)		平均給料月額 (平成26年3月末現在 単位:円)	
1 愛媛 141.70	1 島根 330,326	1 鹿児島 141.70	2 東京 324,908
3 沖縄 140.50	3 大分 324,736	4 宮崎 138.50	4 兵庫 322,317
5 長崎 135.10	5 福島 320,601	6 高知 131.20	6 千葉 319,207
7 岡山 130.50	7 山口 319,170	8 熊本 129.50	8 北海道 317,578
9 大阪 129.00	9 神奈川 315,948	10 鳥取 126.60	10 広島 315,886
平均 120.35	平均 311,568		

組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成25年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成25年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成25年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成25年度 単位:円) (業前を含む)	
1 大阪 75.18	1 大阪 1.90	1 北海道 8,226	1 北海道 123,896	2 徳島 74.26	2 島根 7,354	2 奈良 122,689	2 奈良 122,689
3 奈良 73.17	3 愛知 1.88	3 福井 7,235	3 秋田 122,306	4 東京 72.49	4 石川 7,030	4 青森 119,545	4 青森 119,545
5 三重 71.60	5 佐賀 1.83	5 秋田 7,028	5 大坂 119,326	6 栃木 71.43	6 石川 7,028	6 佐賀 119,116	6 佐賀 119,116
7 和歌山 70.88	7 和歌山 1.78	7 大分 6,926	7 福岡 118,753	8 宮城 70.07	8 宮崎 6,909	8 岩手 116,038	8 岩手 116,038
9 千葉 69.80	9 京都 1.76	9 岩手 6,870	9 広島 115,985	10 埼玉 69.66	10 富山 6,868	10 宮城 115,771	10 宮城 115,771
平均 66.97	平均 1.71	平均 6,539	平均 111,150				

26 愛媛 310,342

31 愛媛 65.61

33 愛媛 1.67

16 愛媛 6,654

38 栃木 111.20
39 茨城 111.00
39 東京 111.00
39 山形 111.00
42 静岡 109.50
43 愛知 109.00
44 千葉 108.50
45 長野 108.00
46 新潟 106.60
47 富山 102.20

38 岐阜 305,846
39 佐賀 305,813
40 山梨 305,624
41 高知 303,761
42 京都 302,729
43 沖縄 302,712
44 福井 302,139
45 滋賀 301,320
46 石川 299,343
47 富山 299,054

38 宮崎 64.42
39 静岡 63.91
40 滋賀 63.62
41 山梨 63.30
42 大分 63.17
43 島根 62.51
44 福井 61.97
45 長野 61.26
46 石川 60.63
47 北海道 59.21

38 長野 1.64
38 宮城 1.64
40 岩手 1.63
41 三重 1.62
41 秋田 1.62
43 山形 1.61
43 福島 1.61
45 島根 1.60
46 鳥取 1.58
47 新潟 1.57

38 和歌山 6,168
39 千葉 6,155
40 岐阜 6,124
41 徳島 6,051
42 群馬 6,014
43 神奈川 5,899
44 埼玉 5,829
45 東京 5,792
46 大阪 5,662
47 愛知 5,568

38 福井 107,205
39 滋賀 104,757
40 愛媛 103,978
41 愛知 102,856
42 岐阜 102,668
43 鳥取 102,059
44 新潟 101,856
45 静岡 100,852
46 長野 98,067
47 群馬 95,862

平成27年1月からの 短期給付の制度改正について



○ 次の2点が制度改正されます。

1 出産費・家族出産費の変更

産科医療補償制度に係る掛金が3万円から1万6千円に引き下げられることに伴い出産費・家族出産費の額が次のとおり変更されます。ただし、産科医療補償制度対象となる出産の場合の総支給額42万円は変わりません。

【改正前 平成26年12月まで】

支給額 **39万円**

※ 産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合は、**3万円が加算**されます(注)。



【改正後 平成27年1月から】

支給額 **40万4千円**

※ 産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合は、**1万6千円が加算**されます(注)。

(注) 在胎週数22週未満の出産(流産、人口妊娠中絶を含む。)の場合は加算されません。

2 高額療養費の自己負担限度額の見直し(70歳未満の方のみ)

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が次のとおり変更になります。今までよりも所得に応じた負担になるよう所得区分が細分化されます。

改正前(平成26年12月診療分まで)

区分	所得要件	自己負担限度額(月単位)
A	〈上位所得者〉 給料月額 特別職:53万円以上 一般職:42.4万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 〈多数回該当:83,400円〉
B	〈一般所得者〉 上位所得者・低所得者以外	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
C	〈低所得者〉 住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

改正後(平成27年1月診療分から)

区分	所得要件	自己負担限度額(月単位)
ア	給料月額 特別職:83万円以上 一般職:66.4万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
イ	給料月額 特別職:53万円以上 83万円未満 一般職:42.4万円以上 66.4万円未満	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
ウ	給料月額 特別職:28万円以上 53万円未満 一般職:22.4万円以上 42.4万円未満	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
エ	給料月額 特別職:28万円未満 一般職:22.4万円未満	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
オ	〈低所得者〉 住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

※多数回該当の限度額は、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合に4回目から適用されます。

ご注意ください!

〈平成27年1月以降の「限度額適用認定証」について〉

この改正に伴い、平成27年1月1日以降は「限度額適用認定証」の適用区分欄の表示が変わります。

平成26年12月までに「限度額適用認定証」を申請した方は、有効期限が平成26年12月31日までとなっています。平成27年1月以降、「限度額適用認定証」が必要な方は、共済事務担当部署を通じて「限度額適用認定申請書」を共済組合に提出してください。新たに交付する証は、平成27年10月から標準報酬制が導入されるため、有効期限が平成27年9月30日までとなります。

平成26年度共済事業に関する懇談会開催一覧表

開催日	開催地 (選挙区)	出席議員	開催場所	参加人数
7月11日 (金)	松前町 (第2区)	池田 正司 村上 一郎 和田 雅志	松前町役場 3階「大会議室」	28名
7月17日 (木)	松山市 (第2区)	池田 正司 和田 雅志	KH三番町プレイス 4階「研修室」	31名
8月20日 (水)	宇和島市 (第3区)	清家 新生 二宮 洋之	宇和島市役所 6階「602会議室」	28名
8月26日 (火)	松野町 (第3区)	〃	松野町山村開発 町民センター 1階「研修室」	16名
合 計				103名

これまでの「共済事業に関する懇談会」のご意見・ご要望に基づいて、事業の見直しを行い、実施・変更することとなった主な事業は次のとおりです。

- ・組合員証のカード化(平成24年10月実施)
- ・4月1日新規資格取得者に対する人間ドックの追加募集(平成26年度実施)
- ・人間ドック助成金の引上げ(24,000円→27,000円)(平成26年度実施)
- ・ボーナスからの積立貯金(平成26年6月実施)

103名参加

平成26年度
共済事業に関する懇談会
— 県内4箇所で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、平成23年から実施しております「共済事業に関する懇談会」を、今年度は、左表のとおり開催しました。これにより県内20市町での開催を行ったことになり、合計461名のご参加をいただきました。

開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、9月12日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、最終とりまとめをいたしました。今後、27年度事業計画及び予算に向けて、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかつたご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q 広報誌の紙配布を電子配布に変更し、削減された予算を有効活用してはどうか。

A 電子配布、ペーパーレス化は経費削減効果が期待できますが、現在のところ、全ての組合員の方が庁内LANなどで閲覧可能な環境にはないようですし、紙の場合は持ち帰れば、家族の方にもご覧いただけることもあります。今すぐに電子配布、ペーパーレス化することは考えておりませんが、今後も検討課題として所属所のLAN・周知環境などを考慮しながら検討していきたいと考えています。

Q 被用者年金一元化で標準報酬制に移行了した場合、組合員の掛金などの負担はどのようになりますか。

A 現在は、諸手当相当額を給料の25%と見込んで、給料に対しては、本来の掛金率に1.25を乗じた率で負担していただいております。標準報酬制に移行後は、標準報酬月額に対して掛金を負担していただきますが、標準報酬月額の中には諸手当が含まれていますので、掛金率に1.25を

乗じることはありません。このことから、個人差はあると思いますが、負担は殆ど変わらないと思います。ただ、標準報酬額は、4月から6月までの平均給与によって決定されますので、その3か月の給料・諸手当が多い場合、掛金額は増えることとなります。

短期給付関係

Q 短期給付の財源率が愛媛県は今年度全国で一番高くなつてしまつたが、その原因と今後の対策について教えてください。



松前町会場

A 本組合の短期給付の状況は、組合員一人当たりの医療費の伸びが、本人、家族ともに、ほぼ横ばいの状況ですが、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金など高齢者医療に係る拠出金が年々増加しています。

特に前期高齢者納付金の額が増えており、平成26年度予算ベースでは35億円の拠出額となっています。この納付金は各保険者における前期高齢者(65歳から74歳)の加入率と前期高齢者の医療費を基に算出し、加入率の低い保険者から高い保険者(国保)に配分される財政調整の仕組みがとられています。

本組合の場合、前期高齢者の加入率が約420人、加入率は全国平均の10分の1ほどですが、この前期高齢者の方の医療費を基に算出した納付金を拠出しています。

前期高齢者の一人当たりの医療費は、本組合の場合、人工透析等による医療費の高額な方が多いことから、全国の市町村共済組合の中では特に高くなっており、この医療費を全国平均まで引き下げることが、今後、財源率上昇の歯止めになるのではないかと考えています。そのためにも、現在、実施している特定健康診査で、特に血糖値の数値等が高い方には、生活習慣病である糖尿病の重症化を防ぐために、積極的

に特定保健指導等により生活習慣の改善を働きかけることが必要であると思えます。

また、前期高齢者医療制度については、国庫負担が投入されていないことから、今年2月の組合会において、前期高齢者医療制度に対する国庫負担の投入など医療保険制度の改善等に関する決議を行い、全国連合会を通じて、厚生労働省など関係機関への要望を行ったところです。

Q 高額療養費や医療費の一部負担金払戻金など附加給付について、請求手続は必要ですか。



松山市会場

A 請求手続は必要ありません。医療機関で保険診療を受けられた場合、診療報酬明細書(レセプト)が医療機関から2か月遅れで本組合に届きます。本組合において資格審査等を行ったうえ、レセプトの内容に問題がなければ、「高額療養費」や「一部負担金払戻金」、「家族療養費附加金」を共済組合へ届出している口座に送金します。

Q 保険適用外の治療を受けた場合に治療費が高額となる場合があるのですが、共済組合からこれにかかる給付は受けられないのでしょうか。

A 保険診療の対象として認められていない治療行為につきましては、医療機関における治療であっても共済組合からの給付はありません。

年金関係

Q 標準報酬制に移行した場合、年金額の計算はどのようになりますか。

A 平成15年3月までは毎月の基本給を基礎とした平均給料月額、平成15年4月から平成27年9月までは毎月の基本給・期末手当等を基礎とした平均給与月額、平成27年10月か

らは毎月の標準報酬月額・標準賞与額を基礎とした平均標準報酬額の3つに区分して計算し、その合計が年金額となります。

同じ給料であっても諸手当の多少によって標準報酬月額が異なります。標準報酬月額が高くなれば負担する掛金は増えますが、その分年金額を計算するときの平均標準報酬額が高くなり、年金額も高くなります。

保健事業関係

Q 30歳未満の職員も人間ドック補助対象に加えてもらいたいです。

A 利用対象年齢については、保健機関や医師の意見、また費用対効果等を総合的に勘案し、平成20年度から30歳以上とした経緯がありますので、現在、対象年齢の拡大については考えていません。

なお、本組合では所属所が事業主健診を実施した場合に、がん検診等に係る補助事業を行っていますので、30歳未満の若い職員の方につきましては、事業主健診で対応いただきますようお願いいたします。



宇和島市会場

Q 人間ドックの際に、脳検査や、がん検診などをオプションで受ける場合、負担が大きくなるので、助成を検討していただきたい。

A 限られた財源の中で、人間ドックを長期的に安定した事業として継続するには、新たな助成は難しいと考えられます。

Q 脳ドックの利用が50歳以上の組合員が3事業年度に1回しか受けられないため、利用制限を緩和できないでしょうか。

A 脳ドックに関しては、健診機関が限られており、また、ほとんどの健診機関は1日に利用できる人数が1〜2人と少なく、特に南予地区では利用枠の確保が難しい状況となっています。

利用条件のうち年齢条件を緩和した場合は、脳検査の必要性が高い50歳代の方の受診機会が現行よりも減ることが懸念されますが、利用枠が確保できるようであれば、3事業年度に1回の利用制限の見直しも含め、今後、組合議員の皆様のご意見をお伺いしながら検討したいと思えます。

Q がん検診補助事業の婦人がん検診のうち子宮頸がん検査の対象年齢が30歳以上となっているが、国の基準は20歳以上になっているので引き下げはどうか。

A 検討します。

Q インフルエンザ予防接種の接種率を上げるため、インフルエンザ予防接種補助金を引き上げてはどうか。

A 検討します。

Q 年1回のインフルエンザ予防接種補助を年2回まで補助していただきたい。

A 平成25年度においては、8,408件の請求実績があり、医療費抑制効果も期待できます。他の懇談会では補助金額の引上げのご意見もいただいておりますので、財政面等を踏まえ、組合会議員の皆様のご意見をお伺いしながら検討したいと思えます。

Q 特定保健指導の分析結果を共済組合のホームページ等に載せていただければ参考になると思います。また、所属所ごとの分析結果があればあわせて公表いただければ、他の自治体との比較ができ健康管理につながるかと思えます。

A 特定保健指導の分析結果につきましては、所属所に提供したいと考えております。なお、ホームページ等への掲載については検討させていただきます。また、所属所ごとの分析につきましては、現在、特定健診データの所属所ごとの分析を進めていますので、分析終了後、所属所に提供したいと考えています。

Q ライフプランセミナーの開催場所を共済会館だけでなく、県内3か所程度で開催し、東予・南予地域の組合員も参加しやすくしていただきたい。

A ライフプランセミナーの開催に当たっては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会(東京都)等の専任講師による講演を主として10:30〜16:00までの1日日程としている関係から連続した3日間の日程を設定し、中予地区(えひめ共済会館)での開催としています。

Q 面接によるメンタルヘルスカウンセリングについて、6回目以降の相談を有料とした理由とメンタルヘルスの相談件数を教えてください。

A 面接によるメンタルヘルスカウンセリングについては、利用が特定の方に偏らない事業とするため、6回目以降の費用について利用者負担をお願いすることとしました。なお、電話によるメンタルヘルス相談については、これまでどおり回数に関係なく受け付けています。

なく無料とっています。

なお、相談件数は電話相談を含め月平均5件程度です。

宿泊関係

Q 共済会館の宿泊料金は、安くても助かりますが、近隣の市町職員は泊まることあまりないので、職場の懇親会などが特別料金で格安になるなどの方法を考えていただきたい。

A 検討したいと思います。

貯金事業関係

Q 共済貯金の利率を上げていただきたい。

A 共済組合は、預金保険制度でいう金融機関に該当しませんので、共済組合と共済貯金利用者との間にはペイオフ制度（1銀行につき元本1000万円とその利息が保護される制度）は適用されません。このため、リスクを最小限に抑えるため、「資金の管理及び運用に関する基準」を設け、

取引金融機関が3期連続経常赤字を計上していないか、又、格付けは基準以上であるかなど、随時運営状況について確認をしています。

共済貯金の運用資産の構成割合ですが、平成26年3月末現在で定期預金などの預金が190億円、総資産557億円の34%、有価証券が363億円で総資産の65%、その他は物産経理への貸付金4億円で総資産の1%、となっております。また、株式での運用はできない規定になっています。有価証券については、国債、地方債、政府保証債、社債などでの運用を行っています。

更に、万一に備えての欠損金補てん積立金（貯金額の5%）を満額積み立てており、積立金を含めて平成26年3月末では45億円の積み立てをしています。

最近の運用状況としましては、国債などの金利が低下し、また、高い利率の国債が満期を迎えており、厳しい運用環境となっております。

今後、安全な運用で年利1%をどこまで維持していくことができるかが課題であり、現在の状況では、共済貯金の利率の引上げは難しいところではございますが、今後の積立金の状況、将来の運用利回り、貯金経理の収支などを考慮しながら検討していきたいと思

います。

Q 共済貯金の出入金の利用可能日を増やし、利用しやすくする。また、現在、払戻しについて週一回となっているが、この回数を増やすことはできないか。

A 共済貯金の払戻しは、ほとんどが月1回又は月2回の払戻しになっていますが、本組合ではご利用に当たったの利便性と事務処理を勘案して月4回から6回組合員名義の口座へ払戻しをしているところであり、現在の払戻スケジュールからしますと、これ以上の払戻しの回数を増やすことは、難しい状況であります。

なお、共済貯金の払戻し及び解約に係る送金予定日は、月末・月初、年初め、休業日の多い週等は、業務の都合により、金曜日送金にならない場合もありますので、共済組合ホームページに掲載している「共済貯金払戻スケジュール」をご参照願います。

また、共済貯金の入金については、定例貯金（給料、期末勤勉手当賞与）からの控除と任意に貯金加入者が払込金融機関から「臨時増額貯金払込通知書」により直接払い込む「臨時増額貯金」があります。この臨時増額貯金は、い

つでも入金することができまので、ご利用いただければと思います。

貸付事業関係

Q 住宅貸付について他の金融機関を利用する組合員が大多数であるため、新規扱いをなくす等事務の簡素化を検討していただきたい。

A 貸付事業は、皆様の大切な年金資金を年利2・4%で借り受けて運営している事業です。

平成26年3月末の貸付残高は、3289件、57億6300万円となっております。その内、住宅貸付は1269件、39億3900万円で、金額にして全体の68%を占めています。

現在の貸付金利率は、2・66%となっております。貸付事業は、総務省が示す貸付準則に基づいて貸付規程が設けられていることや、全国の共済組合で共同実施しております貸付債権共同保全事業の適用を受けていることから、貸付の種類、貸付条件、貸付限度額、貸付審査などに係る事業内容を共済組合が独自に見直しをすることができないこととなっています。

住宅貸付の新規貸付件数は、毎年減少しており平成25年度は3件という状

況でした。原因は、全国的に組合員の破産や民事再生による貸付事故が増加したことから、平成18年度に400万円を超える住宅貸付には抵当権設定を条件としたことや、返済能力の審査強化を目的とした貸付事務の見直しが行われ、事務手続が煩雑になったため申込件数が減少したものと思われます。その後、金融機関の住宅ローン金利が徐々に低下しましたので、更に住宅貸付の申込件数が急減したものと考えています。

このことから、本年4月からは抵当権設定条件を廃止、貸付債権共同保全事業に係る保険料の一部負担金を組合員(借受人)から求めないこととするなど貸付基準の見直しが行われ、平成26年度においては、現在3件の申込みがあります。

なお、貸付金利率の見直しについては、現在、全国連合会から総務省に対して要請しているところです。

物資供給事業関係

Q

物資貸付の利息が民間に比べて高いのでは、低くする予定はないのか。また、物資貸付の上限が200万円だが、上限額を300万円とかアップする予定はないのか。

A

物資供給事業は、組合員の皆様が本組合の契約業者(指定店)で自動車や家電製品等の生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払い(200万円を限度)し、その立替金を最高60回の分割償還により償還できることとした、組合員皆様の生活の向上に資することを目的とした事業です。現在の償還利率は、2.9%です。

平成25年度の新規の利用件数は、145件、利用金額1億9000万円で平成5年の利用件数983件、利用金額9億2500万円をピークに年々減少している状況です。

物資供給事業は、破産や民事再生などによる貸付事故が増加したため、損害保険会社への保険料の支払額が増加し、平成17年度から23年度までの7年間赤字決算が続きました。このことから、事業に要する資金の借入先を平成23年度から3年間かけて段階的に預託金管理経理(年金資金、年利2.4%)から貯金経理の積立資金からの借入れ(年利1.2%)に切替えることにより、その借入利息を減らし、収支の改善を図り、平成24年度、平成25年度は黒字決算となったところです。

このような状況ですので、償還利率の見直しについては、今後、何年間の収支状況を見ながら検討していきたいと考えています。

立替限度額の引上げについては、貸付事故によるリスクが高くなることや損害保険会社の貸付事故保険の引受条件の関係もあり、難しい状況でありま。今後、保険会社と引受条件については話し合っていきたいと思っております。何卒ご理解願います。

なお、立替金が200万円の限度額を超えるような場合は、貸付事業を併用して利用いただく方法がありますので活用ください。

その他

Q

物資供給事業の指定店で組合員割引を申し込んだが、割引はついてないと言われた。組合員割引について、どのように確認しているのかお伺いしたい。

A

物資供給事業の指定店が実施している組合員割引については、共済だより石鏡4月号の指定店名簿や共済組合のホームページに掲載しています。その割引内容については、毎年、指定店会から全指定店に対して、確認の文書を送付し、内容確認などを行っていますので、ご指摘のような場合は、共済組合までご連絡をお願いします。



松野町会場

平成27年10月から 標準報酬制に移行します

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）により、平成27年10月から公務員も厚生年金に加入することになります。

これにより、地方公務員共済制度における掛金・負担金等の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行することとなります。

給 料

〔現 行〕

$(\text{給料月額} \times \text{手当率}) \times \text{掛金・負担金率}$



〔標準報酬制〕

$\text{標準報酬月額} \times \left[\begin{array}{l} \text{掛金・負担金率} \\ \text{保険料率} \end{array} \right]$

期 末 手 当 等

〔現 行〕

$\text{期末手当等の額} \times \text{掛金・負担金率}$
(千円未満切捨て)



〔標準報酬制〕

$\text{標準期末手当等の額} \times \left[\begin{array}{l} \text{掛金・負担金率} \\ \text{保険料率} \end{array} \right]$
(千円未満切捨て)

「標準報酬」とは

共済組合の短期・長期の掛金等、介護掛金、短期給付金、退職共済年金などの算定基礎となるものであり、報酬月額(基本給+諸手当)に基づいて決められます。この報酬月額に含まれる報酬の範囲は自己の労務の対償として受ける給料(基本給)、諸手当等のすべてになります。但し、臨時に受けるものや3か月を超える期間ごとに受ける期末・勤勉手当等は含まれません。

「標準報酬月額」とは

組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)を、標準報酬等級表に当てはめ、標準報酬の月額が決定されます。組合員の受ける報酬は、毎月異なっているのが通常ですが、掛金等の納付や各種給付金支給を迅速且つ適切に行うため、一定時点で決定又は改正し、一定期間適用するものです。

「標準期末手当等の額」とは

標準期末手当等の額の算定基礎となるのが、「期末手当等の額」です。期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当などが考えられます。この標準期末手当等の額は、共済組合の短期・長期の掛金等、介護掛金、退職年金などの算定の基礎となるものです。

地共済年金情報 Web サイトをリニューアルします。

現行の地共済年金情報 Web サイトは、一旦終了させていただきます。

平成22年4月から開設された現行の「地共済年金情報 Web サイト」は、お申込後にご自身の年金見込額等の年金個人情報パソコンで閲覧することができるサービスとして皆様にご利用いただいていたが、平成27年3月31日をもって、年金個人情報の閲覧を一旦終了させていただきます。

平成27年4月以降につきましては、新たな地共済年金情報 Web サイトを開設する予定ですので、詳細は決まり次第、「共済だより石鎚」にてご案内いたします。

なお、現行の「地共済年金情報 Web サイト」の新規利用申込みは平成27年1月31日までとなっていますので、これから利用を考えている方はお早めにお申込みください。利用申込みの流れについては、「共済だより石鎚」第281号(平成26年10月発行)の8ページに掲載しています。

また、既に現在ご利用いただいている方のユーザID・パスワードについては、平成27年3月31日をもって失効となります。

入学・修学 貸付のご案内

教育資金の借入れをお考えの方に

共済組合には、入学・修学に係る貸付制度があります。ご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○給料月額6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修業年限の年数に相当する月数1月につき、10万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額120万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回） ○申し出により修業年限を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみの支払い） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回） ○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみの支払い）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。） ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。） ○授業料、家賃等が確認できる書類等

○貸付利率は、年2.66%（変動）です。

※貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。

○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。

～（お申込み）は各所属所の共済事務担当課（係）まで～

毎月償還表〔抜粋〕

（平成27年1月1日現在）

入学貸付（年利2.66%）

修学貸付（年利2.66%）

貸付額	償還月額	償還回数	貸付額	償還月額	償還回数
50万円	8,909円	60回	*120万円	13,891円	96回
*100万円	12,269円	90回	*240万円	20,991円	132回
*150万円	15,633円	108回	*360万円	28,237円	150回
*200万円	19,000円	120回	*480万円	37,649円	150回

※貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。

だんしん(団体信用生命保険)に加入されている方へ

保険金の請求・届出について

だんしん

「だんしん」は、共済組合の住宅貸付等の借受人である組合員が、貸付金の償還期間中に死亡または高度障害となったときに、保険金により債務を相殺する保険制度です。だんしんにご加入中の方で万一死亡または高度障害となったときは、所属所の共済事務担当課（係）を通じ共済組合（経理課貯金貸付係）へご連絡ください。

債務返済支援保険

「債務返済支援保険」は、借受人が、貸付金の償還期間中に病気、傷害または所定の精神障害により30日を超えて就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を加入者にお支払いするだんしんの特約制度です。ご加入中の方で傷病等により就業できない状態となったときは、所属所の共済事務担当課（係）を通じ共済組合（経理課貯金貸付係）へご連絡ください。

〈注意〉

高度障害を含む傷病等については共済組合でその事実を漏れなく把握することが困難なため、保険金請求のご案内をいたしかねる場合があります。上記に該当することとなったときは、必ずご一報くださいますようお願いいたします。

ローンで自動車等のご購入をお考えの方に

償還利率 年2.9%(変動)

物資供給事業をご利用ください

簡単 便利 低利

★ 簡単 4STEP

STEP 1



○所属所の共済事務担当課(係)に申し出をして、共済事務担当者職氏名が記入・押印されている物資購入票(2部複写)を受け取ります。

STEP 2



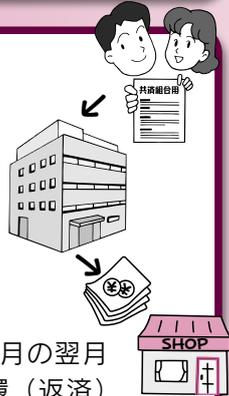
○物資供給事業契約業者(指定店)^{※1}に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額^{※2}等を記入し、指定店に確認印をもらって、共済組合用を持ち帰り、保管します。

STEP 3



○指定店から納品(納車)されます。

STEP 4



○納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印、希望支払方法等を記入して、共済事務担当者にお渡しください。共済組合から指定店に販売価格等の確認を行った後、指定店に直接送金いたします。
○ご希望の償還回数に基づき、元利均等償還により定例償還額を算出し、立替決定月の翌月から、給料・賞与からの控除により償還(返済)していただきます。

共済組合の物資供給事業契約業者(指定店)^{※1}では、自動車等の購入にあたり、共済組合立替払い(ローン)が、簡単4STEPでご利用いただけます。

★ 選べる 便利 な償還(返済)方法

支払い忘れのない給与控除で、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以上を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の繰上償還もできます。

★ 比べてください 低利 な償還利率

平成27年1月1日現在、年利2.9%(変動金利^{※3})で保証料等は不要です。

☐●お願い☐

貸付事業及び物資供給事業のご利用にあたっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください。^{※4}

注意事項

- ※1：指定店については、共済組合ホームページでご確認ください。
- ※2：利用限度額は200万円で、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む。)が給料月額^{※3}の30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む。)が年収の30%を超える場合はご利用できません。
- ※3：物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還利率(償還額)が変更される場合があります。
- ※4：過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている、又は債務超過により返済が困難と認められる場合、その他利用が不適当と認められる場合等はご利用できません。

● 共済貯金に加入しませんか? ●

比べてください 普通貯金
なのに有利な年利1.0%

(税引後年利0.79685%・平成27年1月1日現在)

共済貯金は、出し入れ自由な普通貯金です。いつでも指定金融機関の窓口から預け入れができ、給料やボーナスからの控除による預け入れもできますので、将来に備えた計画的な貯蓄が可能です。定期預金とは違い、払戻しも毎週行っていますので大変便利です。

ご加入のお申込みは、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

共済貯金の払戻スケジュールは、共済組合ホームページでご確認ください。

■ 物資指定店 (追加・取消・店舗取消・住所等変更)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
取消	H26.9.30	伯方オート商会			自動車	
取消 (店舗)	H26.9.2	(有)アオノ眼鏡院 メガネのアオノ宇和島店	宇和島市中央町1丁目5-13		眼鏡	
住所・電話 番号変更	H26.9.18	㈱ドライブ	松山市平田町30-4	(089)997-8870	自動車	
取消 (店舗)	H26.10.14	㈱ネットヨタ 愛媛㈱	Uステージ 新居浜店	新居浜市国領1丁目甲1799-4		自動車
			Uステージ 小松店	西条市小松町新屋敷1165-5		
			Uステージ 間屋町店	松山市間屋町9-35		
			Uステージ 宇和島店	宇和島市寄松聖神甲192-1		
追加	H26.10.15	宇都宮モーターズ	西予市明浜町俵津9-317	(0894)65-0226	自動車(検)	
取消	H26.9.8	㈱南予英弘 (エイコー新町店)			電気製品	

特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について

平成25年度の実施状況(平成26年10月31日国への報告分)がまとまりましたので、概況をお知らせします。

特定健康診査及び特定保健指導は、平成25年度から第2期(平成25年度から平成29年度まで)に入り、平成25年度は、組合員については特定健康診査・特定保健指導ともに目標実施率を達成することができましたが、被扶養者については特定健康診査・特定保健指導ともに目標実施率を下回る結果となりました。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者割合は、組合員が被扶養者を大きく上回っており、また、喫煙に関する事項では、喫煙率は昨年とほとんど増減がなく、組合員の喫煙者の割合は、23.9%と依然高い割合になっています。

特定健康診査・特定保健指導は無料で利用でき、ご自身の健康管理・生活習慣の改善に役立てることができますので、積極的に受診・利用していただくようお願いします。

特定健康診査の結果により、特定保健指導の対象となった被扶養者の方には、利用券をご自宅に送付しています。平成26年度の特定保健指導利用券の使用期限は平成27年3月31日となっておりますので、組合員の方から早めのご利用を勧めさせていただきますようお願いします。

集計事項		全体(任継組合員を含む)			現職組合員			現職組合員の被扶養者			
		25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	
特定健康診査	特定健康診査対象者数①	(人)	13,232	13,354	122	9,262	9,304	42	3,500	3,567	67
	特定健康診査受診者数②	(人)	10,713	10,367	-346	8,810	8,401	-409	1,747	1,804	57
	健診受診率②/①	(%)	81.0	77.6	-3.4	95.1	90.3	-4.8	49.9	50.6	0.7
	評価対象者数※1③	(人)	10,729	10,379	-350	8,825	8,411	-414	1,748	1,806	58
	特定健康診査等実施計画による目標受診率	(%)	82.0	87.3	-	95.0	100.0	-	52.0	60.0	-
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群該当者数④	(人)	1,494	1,442	-52	1,380	1,331	-49	84	85	1
	内臓脂肪症候群該当者割合④/③	(%)	13.9	13.9	0.0	15.6	15.8	0.2	4.8	4.7	-0.1
	内臓脂肪症候群予備群者数⑤	(人)	1,274	1,269	-5	1,173	1,161	-12	89	98	9
	内臓脂肪症候群予備群者割合⑤/③	(%)	11.9	12.2	0.3	13.3	13.8	0.5	5.1	5.4	0.3
服薬中の者	高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	13.2	13.4	0.2	13.7	13.7	0.0	9.8	11.0	1.2
	脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	9.2	9.2	0.0	9.3	9.3	0.0	7.6	8.3	0.7
	糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	3.4	3.4	0.0	3.8	3.8	0.0	1.5	1.2	-0.3
特定保健指導	特定保健指導(積極的支援)の対象者数⑥	(人)	1,268	1,209	-59	1,211	1,150	-61	44	49	5
	特定保健指導(積極的支援)の終了者数※2⑦	(人)	238	6	-232	238	5	-233	0	1	1.0
	特定保健指導(積極的支援)の終了者の割合⑦/⑥	(人)	18.8	0.5	-18.3	19.7	0.4	-19.3	0.0	2.0	2.0
	特定保健指導(動機付け支援)の対象者数⑧	(人)	850	849	-1	740	731	-9	101	112	11
	特定保健指導(動機付け支援)の終了者数※2⑨	(人)	204	434	230	194	420	226	9	13	4
	特定保健指導(動機付け支援)の終了者の割合⑨/⑧	(人)	24.0	51.1	27.1	26.2	57.5	31.3	8.9	11.6	2.7
	特定保健指導の対象者数(小計)⑥+⑧=⑩	(人)	2,118	2,058	-60	1,951	1,881	-70	145	161	16
	特定保健指導の終了者数(小計)⑦+⑨=⑪	(人)	442	440	-2	432	425	-7	9	14	5
	特定保健指導の終了者(小計)の割合⑪/⑩	(%)	20.9	21.4	0.5	22.1	22.6	0.5	6.2	8.7	2.5
	特定健康診査等実施計画による目標実施率	(%)	22.0	45.0	-	22.1	-	-	22.0	-	-
喫煙	喫煙者数⑩	(人)	2,209	2,109	-100	2,107	2,010	-97	77	75	-2
	喫煙者の割合⑩/③	(%)	20.6	20.3	-0.3	23.9	23.9	0.0	4.4	4.2	-0.2

※1 ②に加え、全ての検査項目は受診できなかったものの、階層化が可能であった受診者も含んだ数

※2 前年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導の利用者で、前年の国への報告後に終了したものを含む。

※3 組合員に対する訪問型特定保健指導は、平成24年度は動機付け支援が対象、平成25年度は積極的支援・動機付け支援の両方が対象

区分	特定健康診査とは・・・	特定保健指導とは・・・
組合員	40歳～74歳の組合員及び被扶養者の方を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に注目した健診です。	特定健康診査の結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数により階層化を行い、「積極的支援」又は「動機付け支援」と判定された方には、医師、保健師などの専門家による生活改善等のための支援を受けていただくことになります。
被扶養者	事業主健診又は人間ドックの受診をもって特定健康診査に代えます。	組合の保健師等が所属所を訪問し面接を実施します。
実施方法	所属所を経由して対象者へ「特定健康診査受診券」を配付していますので、契約健診実施機関で受診できます(自己負担なし)。平成26年度発行の受診券の有効期限(平成26年12月31日)は終了しました。人間ドックの受診者はその受診をもって特定健康診査に代えます。	対象者には自宅へ「特定保健指導利用券」を送付しますので、契約実施機関で利用してください(自己負担なし)。平成26年度発行の利用券の有効期限は平成27年3月31日です。

※一部の人間ドック実施機関で「動機付け支援」を利用することができます。

※実施機関一覧表を受診券・利用券送付の際に同封しています。また、実施機関一覧表は共済組合ホームページにも掲載しています。

秋から冬に流行する食中毒 ノロウイルス

秋から冬にかけて注意したいのが、ノロウイルスによる食中毒です。ノロウイルスは、インフルエンザのようにワクチンで予防できません。かかってしまったら、感染を拡大させないように注意しましょう。

カキを食べていない人でも感染する

ノロウイルスは一年を通して発生しますが、11月頃から増加し、12月から1月にピークとなります。1〜2日の潜伏期間ののち、激しい下痢と嘔吐、腹痛、発熱等の症状が現れます。たいていは数日で回復しますが、乳幼児や高齢者など体力が弱い人は脱水症状を起こし、重症化する場合があります。

秋から冬が旬のカキなどの二枚貝が感染ルートとして知られています。最近ではカキを食べていないのに発症する事例が多くなっています。調理する人が感染者であったり、調理器具が汚染されていたりと、ノロウイルスに感染した人から二次的に広がります。また、感染者の便や嘔吐物が乾燥して、空気中に浮遊した粒子を吸い込んで感染することもあります。

手洗い・加熱をしっかりと！

ノロウイルスの感染力はかなり強く、少量のウイルスでも発症します。予防の第一は、手洗いです。食事・調理の前、トイレの後、ていねいに手を洗いましょう。調理の際には、肉・魚・野菜などの食材を触った後は手を洗い、まな板・包丁・ふきん等の調理用具もこまめに洗浄・殺菌します。また、カキやアサリ、

シジミなどの二枚貝を調理するときは、中心部までしっかりと加熱しましょう。万が一、ノロウイルスに感染してしまったら、脱水症状にならないように水分を補給し、下痢や嘔吐が続くときは、医療機関を受診します。そして、症状がおさまったあとも、手洗いなどを念入りに行い、家族等に感染を広げないようにしましょう。

おもな感染経路

- 感染者の便や嘔吐物
- 乾燥した便や嘔吐物が空気中に浮遊した粒子を吸い込む
- 感染者が不十分な手洗いで調理した食品を食べる
- 汚染された二枚貝を生、または加熱不十分なまま食べる

ウイルスが口から体内へ侵入

感染・発症 下痢、嘔吐、腹痛、発熱など

ノロウイルスを広げないための心得

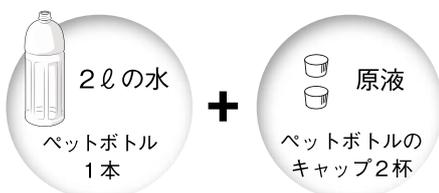
- 正しい手洗いを習慣にしよう！
石けんをよく泡立て、手の甲、指、爪、手首まで、流水で30秒以上かけて洗い残しのないように、しっかりと洗いましょう。
- 調理は十分に加熱しよう！
カキなどの二枚貝は、中心温度85℃以上で1分間以上、加熱しましょう。調理器具も、同様の加熱が有効です。

ノロウイルスにかかってしまったら

- 85℃以上、1分間以上
- 200ppm (0.02%) 次亜塩素酸ナトリウム

ノロウイルスが付着した衣類、寝具類、じゅうたんなどは、どちらかの方法で処理しましょう。

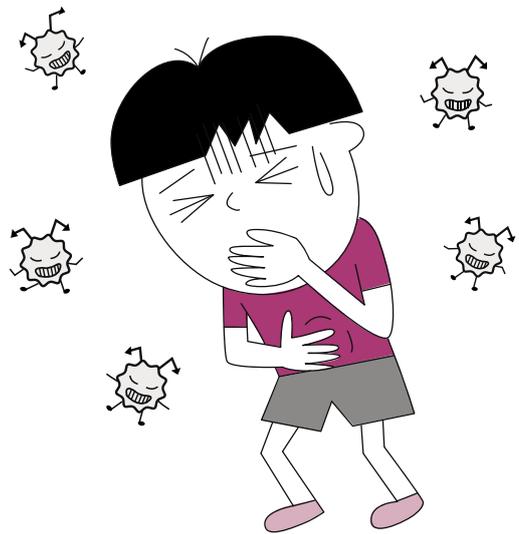
200ppm (0.02%) 次亜塩素酸ナトリウムの作り方



※原液は、塩素濃度約5%の市販の漂白剤を使用。

● 感染者のふん便や嘔吐物は注意深く処理を

- ① 処理する人は、使い捨ての手袋・マスクを着用します。
- ② ウイルスが飛び散らないように便や嘔吐物にペーパータオルをかぶせ、静かに拭き取ります。
- ③ 便や嘔吐物が付着した200ppm(0.02%)の次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオルで覆い、浸すように残さず拭き取ります。
- ④ 使用済みのペーパータオルや手袋・マスクは、ビニール袋に密閉して廃棄し、手洗い・うがいをしましょう。



新年あけまして おめでとうございます

本年もえひめ共済会館をよろしく願いいたします



写真は和会席 3,500円 (税込)

写真は和洋コース 3,500円 (税込)

おすすめ料理

- ・和会席・ **3,500円** (税込)
- ・和洋卓料理・ **3,500円**
- ・和洋コース・ **3,500円**

飲み放題

- お一人様 **1,500円** (税込)
- 瓶ビール・日本酒・焼酎
 - チューハイ・ソフトドリンク
 - ワイン・ウイスキー
 - ノンアルコールビール



※上記以外にも各種料理・鍋コースもご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

「四国旅劇場」ご利用中のお客様へ

「四国旅劇場」につきましては平成27年3月31日をもって終了とさせていただきます。4年間にわたりまして、この旅劇場をご利用賜り誠にありがとうございました。なお、現在お手持ちのスタンプにつきましては、平成27年4月1日以降はご利用できませんのでお早めにご利用ください。

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」

平成27年3月31日まで

どこに宿泊されても 1日目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2日目 10%off 3日目 50%off 4日目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!

ご予約はお電話にて
好評承り中♪

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



双海下灘水仙畑(伊予市)

表紙によせて

双海下灘の海岸線沿いの丘陵では、例年12月から1月下旬にかけて水仙の花が見頃を迎えます。高台に広がる水仙畑では、可憐な白い水仙の花が、空と海の抜けるような青を背景に、潮風に揺られるながら見物客を出迎えてくれます。高台からは「日本の夕日百選」に選定されている双海の夕日や穏やかな瀬戸内海も一望でき、その風光明媚な景観に心が癒されます。

また、本年7月に運行開始した観光列車「伊予灘ものがたり」では、伊予灘の穏やかな海を間近に眺めながら、ゆつくりとした時間の中で地元産品を生かした美味しい食事が堪能できます。

組合の現況

(平成26年11月末現在)

◎所属所数	40
◎組合員数	14,692人
男	9,593人
女	5,099人
◎平均給料月額(短期)	317,079円
◎被扶養者数	17,328人
(含任継)	内176人
◎任意継続組合員	261人
◎年金受給者数	16,947人